

## 「在職老齢年金制度の見直し」

65歳未満の在職老齢年金制度について、令和4年3月以前においては総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額合計が「28万円」を上回る場合は、年金額の全部または一部について支給が停止されていましたが、**令和4年4月以降は65歳以上と同じく、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。**

### 支給停止額の計算方法

$$\text{年間支給停止額} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47\text{万円}) \times 1/2 \times 12$$

※ 総報酬月額相当額：(その月の標準報酬月額※いわゆる月給) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12

※ 基本月額：加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生(退職共済)年金

※ 基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のときは支給停止はされません(全額支給)

### 改正後の支給停止額の計算例

(例) 老齢厚生年金 120万円(年額)  
 標準報酬月額 32万円  
 標準賞与額 108万円(その月以前1年間の合計) の場合

(具体的な計算)

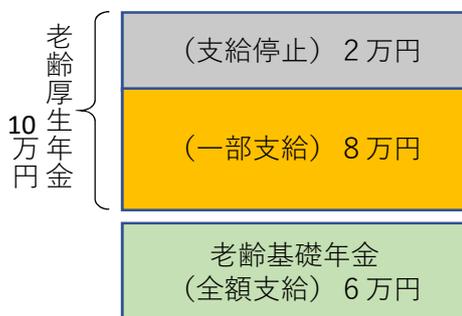
○ 基本月額：120万円 ÷ 12 = 10万円

○ 総報酬月額相当額：32万円 + 108万円 ÷ 12 [9万円] = 41万円

※ 総報酬月額相当額と基本月額の合計(51万円)が47万円を超えるため、年金の一部が支給停止となります。

- ・ 支給停止額：(41万円 + 10万円 - 47万円) × 1/2 × 12 = **24万円 [月額2万円]**
- ・ 年金(老齢厚生年金)支給額：120万円 - 24万円 = **96万円 [月額8万円]**

### 上記計算例の図解(1ヵ月あたり)



この計算例では、**老齢厚生年金が月額2万円支給停止**となり、勤め先からの月給・賞与〔月額41万円〕と老齢厚生年金〔月額8万円〕・老齢基礎年金〔月額6万円〕を足して、**月55万円が合計の収入**となります。

※ 在職による支給停止は老齢厚生年金に対して行われるもので、老齢基礎年金は支給停止の対象とはなりません。

※ 共済組合等からの老齢厚生年金も受け取っている場合は、それぞれの老齢厚生年金の年金額に応じ停止額を割り振り算出します。

[参考：日本年金機構リーフレット『在職老齢年金の支給停止の仕組み』]